

鹿児島大学農学部教授に対する諭旨解雇処分を巡る裁判 についてのご報告

国立大学法人鹿児島大学は、平成25年7月29日、農学部教授である当職依頼者に対し、「複数の学生に対し、長期間にわたり不十分な指導などのハラスメントを行い、学生を休学、退学、不登校、大学院への進学の断念、体調の不良等に追い込んだ」（鹿児島大学報道発表）などとするアカデミック・ハラスメントがあったとして、諭旨解雇処分（退職願の提出を勧告する。これに応じない場合には、懲戒解雇する。退職願を提出した場合でも退職金の額は減額となる）に及びました。このことは、マスコミでも取り上げられ、注目されました。

農学部教授は、上記の諭旨解雇処分を不服として、平成25年10月16日付、鹿児島大学を被告として、地位確認等請求訴訟を提起しました（鹿児島地方裁判所平成25年（ワ）第591号事件）。

訴訟においては、農学部教授が学生に対し十分な指導を行っていたこと等について、時系列をさかのぼり、個々の学生に対する指導と学生側の対応について、多くの方々の助けを受けて丁寧に主張・立証を続けてきました。

本件については、平成29年12月21日付で、裁判所より和解勧告がなされ、双方がこれに応じて訴訟上の和解が成立する形で、一定の解決をみました（平成29年12月25日和解成立）。和解の内容は以下のとおりです。

1 原告（注：農学部教授）及び被告（注：鹿児島大学）は、原告が被告を任意に退職したことを相互に確認する。

2 被告は、原告に対し、本件解決金として、【解決金】（注：実際の和解条項で

は解決金の金額が記載されています)の支払義務があることを認める。

- 3 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成30年1月31日限り、原告が指定する口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 4 原告及び被告は、今後、原告の名誉回復のために正当な理由がある場合において相当な方法で行う場合を除き、本和解の具体的内容を第三者に開示しない。
- 5 被告は、本和解に関して別に作成する本日付け合意書の内容を遵守する。
- 6 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- 7 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

本訴訟の最大の目的は農学部教授に理不尽に着せられた汚名の回復でした。農学部教授は、学生側の研究者としての自主性の芽生えも尊重しつつ、学生に対し自らが必要と考える誠意ある指導を行って来ました。学生に対し、悪意ある指導を行ったことは一度もありません。

裁判所からの和解勧告及び実際に成立した和解条項2項において定められている解決金の額は、諭旨解雇処分によって減額された退職金金額の差額分に、一定額を上乗せした金額とされています。実質的に諭旨解雇処分が無かった際の退職金額を受領して退職するという形となりました。更に一定額の追加解決金(慰謝料と理解しています)の支払も勧告されました。裁判所の勧告は、農学部教授が、学生に対し必要な指導を行ってきており、大学側が処分において前提としたような指導放棄等のアカデミック・ハラスメントの事実はないという当方の主張につき、裁判所から理解を得られた結果と判断しています。

裁判所からの上記のような和解勧告を受け、農学部教授としても、和解において任意退職を確認し、名誉を回復した上で、一応の区切りを付ける

ことを決断したものです（和解条項第1項）。

なお、本件の和解の成立については、鹿児島大学のホームページにおける第203回役員会（臨時）議事要旨（[https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/yakuinkai\(203\).pdf](https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/yakuinkai(203).pdf)）にも記載されています。

また、農学部教授の名誉回復を図るという本訴訟の最大の目的に照らし、和解条項4項においては、「原告の名誉回復のために正当な理由がある場合において相当な方法で行う場合」に本和解の内容を公表することとされました。当職は、本訴（本和解）における農学部教授の教育研究者としての名誉回復に資することを目的として（和解条項第4項）、本訴及び和解の経緯について、以上のとおりご報告する次第です。

2018（平成30）年2月14日

農学部教授代理人弁護士 森 雅 美